

ショッピング専用バリュー(前払式支払手段)についての資金決済法に基づく表示

1.発行事業者

JALペイメント・ポート株式会社
(前払式支払手段(第三者型)発行者 関東財務局長第 00707 号)

2.支払可能金額等

(1) ショッピング専用コースの場合

ショッピング専用バリューに入金(チャージ)可能な限度額は 30 万円です。

1回の利用限度額は 30 万円です。

1日の利用限度額は 30 万円です。

1ヶ月の利用限度額は 100 万円です。

(2) コース未選択の場合

ショッピング専用バリューに入金(チャージ)可能な限度額は 5 万円です。

1回の利用限度額は 5 万円です。

1日の利用限度額は 5 万円です。

1ヶ月の利用限度額は 5 万円です。

※本条において、1日とは現時点から 24 時間まで、1ヶ月とは現時点から 720 時間までを
いいます。

3.有効期間

残高が最後に増減した日から 5 年間で失効します。

4.発行及び利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号

JAL グローバルウォレットサービスデスク電話番号 0570-056-373／03-5996-1325

5.使用することができる施設又は場所の範囲

(1) ショッピング専用コースの場合

国内外のマスターカード加盟店

(2) コース未選択の場合

国内のマスターカード加盟店

6.利用上の必要な注意

(1) ショッピング専用バリューの払い戻しや換金は、資金決済法に定める例外に該当すると

当社が認めた場合を除き、ショッピング専用ウォレット保有者が、当社所定の方法によりショッピング専用ウォレットを廃止した場合であってもできません。

- (2) 前項にかかるわらず、当社が経済情勢の変化、法令の改廃その他当社の都合によりショッピング専用バリューの取扱いを全面的に廃止した場合には、法令の手続に従い、ショッピング専用バリューの残高の払い戻しを行うものとします。
- (3) 前二項にかかるわらず、加盟店ではショッピング専用バリューの払い戻しを行うことはできません。

7.未使用残高又は当該未使用残高を知ることができる方法

- (1) 会員は、会員 Web サイトの残高確認画面において、保有可能バリューの残高を確認することができます。
- (2) 前項のほか、会員は、会員 Web サイトにおいて、当社所定のバリューの利用に関する情報(利用履歴、保留額および確定金額を含みます。)を確認することができます。
- (3) 一部の加盟店におけるシステムの不備、返金処理等に係る当社に対する連絡の遅れ、その他の理由により、会員規約第 32 条に定める処理が即時に行われない結果、第 1 項に定める残高および前項に定める情報が正確に反映されない場合があります。

8.利用者資金の保全方法

(1)資金決済法第 14 条第 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資金保全することが義務づけられております。

(2)資金決済法第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

(3) 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

・発行保証金保全契約

(4)発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称

当社は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。

・株式会社みずほ銀行

9.補償方針

当社は、JAL Global WALLET が会員等以外の第三者に不正使用され、会員等に損害が発生した場合（会員等以外の第三者により JAL Global WALLET が不正に開設された場合を

含みます)における損害につき、「JAL Global WALLET 会員規約」第37条に従って補償します(ただし、会員等のうち会員規約第2条第15項で定めるコース未選択の会員等を除きます。また、当社と連携する連携先の利用者については、連携先が提供するサービスに関する利用規約その他連携先が定める各種規定が適用されます)。

詳しくは「JAL Global WALLET 会員規約」第37条、第30条をご確認ください。

10.会員規約の存する旨

当社ホームページにてご確認いただけます。